

一般社団法人鹿行歯科医師会 定款

平成 年 月 日作成  
平成 年 月 日公証人認証

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鹿行歯科医師会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 茨城県水戸市見和2丁目292番地 に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様である。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、医道の高揚と歯科医学及び歯科医術の進歩発展と公衆衛生の普及向上とを図り予防医学の完成に努力し、社会並びに社員の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事業
- (2) 歯科医学と医術との発達に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及と、予防医学の研究指導に関する事業
- (4) 歯科医師の研修に関する事業
- (5) 会誌、会報、その他印刷物の発行に関する事業
- (6) 会員の福祉及び歯科医業の合理化に関する事業
- (7) 学校歯科に関する事業
- (8) 地域歯科医療の確保と行政が行う歯科関係事業に対する協力に関する事業
- (9) 上記各号に附帯関連する一切の事業

## 第3章 社員及び会員

(会員)

第5条 この法人は、鹿嶋市、神栖市、行方市、潮来市、銚田市を区域とし、この区域内に就業所又は住所を有する歯科医師で、次条の規定により会員となった者により組織する。

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置き、正会員、勤務会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で診療所、病院の開設者または管理者
- (2) 勤務会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で診療所、病院の勤務者
- (3) 終身会員 正会員、勤務会員のうち満70歳を超し、かつ入会30年を経過した者

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、日本で歯科医師の免許を受けた者で、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 会員は、日本歯科医師会及び茨城県歯科医師会の会員でなければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれは免れることはできない。

(会費、その他搬出金品の不返還)

第13条 第9条、第10条、第11条の規定により資格を喪失した会員がすでに納入した会費その他の搬出金品は、返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回6月に開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 総社員の10分の1以上の議決権をもって社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上25名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 この法人の会長を法人法上の代表理事とする。

4 副会長及び専務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌握し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎時業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する提示社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定めた報酬の支給に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (財産の構成)

第35条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載させた財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 会員の負担金
- (4) 刊行物による収入
- (5) 寄附金及び助成金
- (6) その他の収入

### (財産の管理)

第36条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決により別に定める。

### (事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画、収支予算告については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

### (会計原則)

第40条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

### (基金の募集)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第43条 この法人は、社員総会の決議において、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所及び従たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員 重 藤 一 良

設立時社員 荒 野 実

- 2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、以下の通りとする。

設立時理事 重 藤 一 良

設立時理事 本 間 雅 彦

設立時理事 大 貫 英 敏

設立時理事 井 坂 徹

設立時理事 荒 野 実

設立時理事 關 戸 正 倫

設立時理事 竹 上 勝 夫

設立時理事 鈴 木 潤 一

設立時理事 出久根 崇 夫

設立時理事 鈴 木 信 治

設立時理事 林 寿

設立時理事 丸 山 憲 一

設立時理事 楠 美 淳

設立時理事 宮 本 昭 博

設立時理事	安藤進平
設立時理事	布瀬川英夫
設立時理事	柳澤秀樹
設立時理事	鈴木健也
設立時理事	大寄哲也
設立時理事	沼田裕之
設立時理事	鬼澤隆夫
設立時理事	高野秀勝
設立時代表理事	重藤一良
設立時監事	河原茂行
設立時監事	廣岡伸明

以上，一般社団法人鹿行歯科医師会の設立のため，この定款を作成し，設立時社員らの定款作成代理人行政書士大庭孝志は，電子的記録である本定款を作成し，これに電子署名する。

平成22年10月 5日

設立時社員 重藤一良

設立時社員 荒野実

行政書士法第1条の3に基づき，代理人として電子署名する。

上記設立時社員 重藤一良，荒野実 の定款作成代理人

茨城県鹿嶋市宮中5丁目13番12号

行政書士 大庭 孝志

登録番号 第96113276号